

資料 3

空き家・空き地に関する 埼玉県行政書士会の取り組み

令和 8 年 7 月 22 日

埼玉県行政書士会 空き家・所有者不明土地対策委員会
委員長 大島 賀行

取り組み一覧

行政と連携した取り組み

・相続おしかけ講座

自治会やサークルなどのグループの活動拠点に出向いて相続対策の講座を実施します。
相続の必要性やその対策方法を知ってもらうため、「もし遺言があったら」「もし認知症の備えをしていたら」というテーマで構成されたテキストをもとに、講師の体験談を交えた対話式で分かりやすい講座です。
講師は司法書士、行政書士です。

令和元年開始 令和8年3月末時点 309件の講座依頼 延べ7827人が参加

令和7年度行政書士会実績 講師派遣回数 15回

7月6日 川越市	7月14日 羽生市	8月10日 杉戸町	8月26日 杉戸町
9月10日 杉戸町	9月22日 杉戸町	10月27日 川越市	11月7日 飯能市
11月16日 川越市	11月25日 川越市	1月29日 飯能市	2月12日 鴻巣市
2月15日 寄居町	3月9日 鴻巣市	3月12日 東松山市	

相続の必要性やその対策方法を知ってもらうため、「もし遺言があったら」「もし認知症の備えをしていたら」というテーマで構成されたテキストをもとに、講師の体験談を交えた対話式で分かりやすい講座です。

令和 7 年度から実施主体が県から市町村に変更したため、実施市町村が減少→令和 8 年度は増加
令和 8 年度相続おしかけ講座実施市町

川越市、行田市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市、蕨市、白岡市、小川町、ときがわ町、
寄居町、羽生市、杉戸町、鳩山町、松伏町、草加市、宮代町

・既存住宅流通促進ネットワーク

利用目的のない空き家の抑制、既存住宅の流通促進を図るため、官民が連携した組織

令和 7 年度実績 坂戸市に空き家問題解決アドバイスシートを作成

埼玉未来大学と連携した空き家・古民家等活用支援セミナー

・建築安全課、土地水政策課で新たな専門部会への参加

令和 7 年度実績 空き家の普及・啓発 PR 動画専門部会

空き家等対策の各種業務マニュアル改訂専門部会

管理不全所有者不明土地の管理適正化マニュアル作成専門部会

・東松山市と空き家対策推進に関する協定を締結

2 月 17 日、東松山市と埼玉県行政書士会を含む 6 団体が空き家対策推進に関する協定を締結

・相続・空き家無料相談会(さいたま市主催)への相談員派遣

1月31日 武蔵浦和コミュニティセンター (来場者 122名)

各分野のプロが集結！お気軽にご相談ください！

相続・空き家

無料大相談会

予約不要

in 武蔵浦和コミュニティセンター・多目的ホール

令和8年
1月31日 日
10:00 - 16:00

会場
武蔵浦和コミュニティセンター
9階 多目的ホール
(さいたま市南区別所7-20-1)
JR武蔵浦和駅西口 徒歩2分

ミニセミナー …Program…

- 10:30 失敗しない家じまい！解体工事大解説！
講師：株式会社クラッソーネ
- 11:30 裁判所で問題になった相続や空き家の話
講師：弁護士 神尾雅礼
- 13:30 いつまで住まいと空き家のリフォーム術！
講師：株式会社エンドユーザー
- 14:30 空き家の利活用
講師：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 埼玉支部

個別相談会

ご対応団体

- 埼玉弁護士会
- 埼玉県行政書士会
- 関東信越税理士会 埼玉県支部連合会
- 株式会社埼玉りそな銀行
- 株式会社武蔵野銀行
- 株式会社クラッソーネ (建物解体工事)
- 株式会社エンドユーザー (リフォーム工事)
- 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 埼玉支部
- NPO法人空き家対策協会
(行政書士・宅建士・弁護士・司法書士・土地家屋調査士)

主催：さいたま市・NPO法人空き家対策協会

お問い合わせ：NPO法人空き家対策協会
(行政書士・不動産事務所内)
さいたま市環境総務課

TEL: 049-293-4791
FAX: 049-293-4792
TEL: 048-829-1325
FAX: 048-829-1991

空き家対策協会
ホームページ



埼玉りそな銀行と連携した取り組み

埼玉りそな銀行が各支店で開催する相続・空き家セミナー講師の協力

令和7年度セミナー実績 講師派遣回数 9回

6月26日 栗橋支店	8月1日 北浦和支店	8月8日 蓮田支店	9月17日 吹上支店
9月26日 久喜支店	11月27日 幸手支店	1月29日 北本支店	3月3日 八潮支店
3月13日 熊谷支店			

(蓮田支店、久喜支店、幸手支店、八潮支店では市町村後援)

業務研修会の実施

12月15日 埼玉教育会館 (受講者 49名)

第1部 埼玉県内の空き家の状況について

講師: 建築安全課 中谷高志様

第2部 埼玉りそな銀行空き家対策グループが取り組む空き家対策

講師: 埼玉りそな銀行 石井康之様

空き家問題と相続リーフレットの作成 (10,000部作成)

埼玉県行政書士会の取り組み

埼玉県行政書士会では、専門的な知見を活かして県民の皆様に寄り添うべく、空き家と相続の問題について次のような取り組みを行っています。

令和元年度より埼玉県が実施してきた「**相続おしかけ講座**」へ講師を派遣（これまでに100回以上）

埼玉県内自治体と**空き家対策に関する協定を締結**し、空き家と相続の相談に行政書士がワンストップで対応



**空き家や遺言・相続の問題は
行政書士にご相談ください!**

行政書士は、空き家問題や遺言・相続に関する幅広い知識とネットワークをもっています。他の専門士業者や事業者と連携を取りながら、適切でスピーディな問題解決に努めています。まずは「街の身近な法律家」行政書士にぜひご相談ください。



048-833-0900



048-833-0777

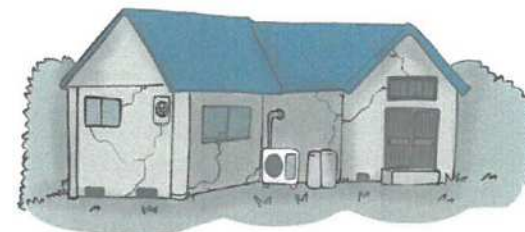


埼玉県行政書士会

<https://www.sglsa.jp>



〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11
TEL.048-833-0900 FAX.048-833-0777



**空き家問題
と 相続**



**お困りでは
ありませんか?**



街の身近な法律家
埼玉県行政書士会



令和5年に総務省が実施した統計調査によると、**全国の空き家の数は約900万戸**。空き家はこの**20年間でおよそ1.5倍のペース**で増加しています。中でも埼玉県内の空き家は約33万戸と、**全国9位の多さ**です。

住宅の数が増えている一方で、人口は今後さらに減少していくため、**空き家の増加は避けられない問題**となっています。

空き家をそのままにしておくと、どんな問題が起きる?

繁茂した草木が近隣敷地へ越境侵入したり、地域の景観を損ねたりする



空き家が荒廃することで、周辺住宅地の価値の低下を招くおそれがある



動物が住みついて騒音や悪臭を放ち、糞尿などによる衛生面の悪化を誘発する



不審者の侵入や放火など、事件発生への不安が増す



地震や台風による倒壊や崩落、冬季の水道管凍結や破裂など、空き家自体が損壊する



屋根が崩れ落ちたり外壁が飛び散ったりすれば、通行人等の怪我や死亡事故につながる危険がある



相続が発生するたびに共有者が増えていってしまう

害虫が大量発生する



空き家問題に対処するための法令整備の動き

平成26年11月27日に公布された「**空き家等対策の推進に関する特別措置法**」により、市町村は特に危険な空き家を「**特定空き家等**」(放置すれば倒壊したり、衛生状態や景観が悪化したりするなど周辺環境に悪影響を及ぼす空き家)に指定することができるようになりました。

しかし、空き家の増加は止まりません。そこで、空き家の取り壊し等を促進し、また、管理状況の悪い「**管理不全空き家**」(放置すれば「特定空き家」になるおそれのある空き家)への対策を強化するため、令和5年6月14日に同法の一部を改正する法律が公布されました。

注意!

市町村長から勧告を受けた「**管理不全空き家**」は、**固定資産税の住宅用地特例が解除され、税金の負担が増すこと**になります。



「管理不全空き家」にしないためには? ~いずれ来る相続にしっかり備えておきましょう!



相続人が**多数**いる

認知症の相続人がいる

相続関係が**複雑**

相続人同士の**仲がよくない**



左記のようなケースでは、**相続関係者の必要書類(戸籍など)収集や遺産分割協議が困難になりがち**です。そうすると相続手続きが滞ったまま放置され、「**管理不全空き家**」になる可能性が高くなってしまいます。

そうならないために
万全な相続対策を!



具体的な方法の一つに、**遺言書の作成**があります。遺言書があれば、相続手続きがスムーズに進みやすくなります。また、**成年後見制度や民事信託の活用**も効果的です。